

【重要1-2】

沖縄県主任介護支援専門員更新研修の受講要件について

介護支援専門員証の有効期限内に主任介護支援専門員更新研修を修了できる者で、介護支援専門員証の有効期間または主任介護支援専門員研修修了証書の有効期限が概ね2年以内に満了し、なおかつ、以下の(1)から(6)の要件のいずれかに該当する者。

(1) 介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者		提出書類
対象研修の実施期間	前回の主任介護支援専門員（更新）研修修了日の翌日から本研修申込締切日までの期間において実施した研修	<ul style="list-style-type: none"> ●主任介護支援専門員更新研修受講申込書 ●【様式1】研修講師等実績申告書 ●講師等実績の確認できる資料（以下のいずれかを提出） <ul style="list-style-type: none"> ①研修実施団体からの依頼文の写し（研修名及び従事年月日がわかるもの） ②従事した講師のプログラム等で、講師の氏名、研修名及び実施年月日がわかるもの ③研修の企画をした場合は、企画に携わったことを証明できる書類。
対象の研修（県内外を問わない）	<ul style="list-style-type: none"> ●県内外での介護支援専門員資質向上事業実施要綱に基づく以下の研修。 <ul style="list-style-type: none"> ①介護支援専門員実務研修 ②介護支援専門員再研修（専門研修課程Ⅰ又は専門研修課程Ⅱ） ③介護支援専門員再研修（有効期間経過者向け） ④介護支援専門員更新研修（実務未経験者向け） ⑤主任介護支援専門員研修 ⑥主任介護支援専門員更新研修 ●沖縄県からの受託研修 ⑦主任介護支援専門員フォローアップ研修 ●多職種連携ケアマネジメント研修 ●日本介護支援専門員協会（各都道府県支部も含む）が行う研修。 ●沖縄県介護支援専門員協会が行う研修 <p>※研修の企画とは上記①～④のワーキンググループをさす。 ※上記以外に介護支援専門員向けの法定外研修の講師を担う者は、この要件（1）には該当しないが、研修1回につき、講師を行った時間分、要件（2）の研修を受講したものとみなす。</p>	
(2) 地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者		提出書類
対象研修の実施期間	前回の主任介護支援専門員（更新）研修修了日の翌日から本研修申込締切日までの期間において実施した研修	<ul style="list-style-type: none"> ①主任介護支援専門員更新研修受講申込書 ②【様式2】研修等受講申告書 ③各研修の実施内容がわかる資料の写し。 <p>1)研修日時 2)研修主催者や実施団体名 3)講師名 4)対象者 5)研修の内容</p> <p>※1)～5)が全て記載されている、開催通知、実施要項等または、研修主催者や実施団体からのメール通知文書など。</p> <p>④受講が証明できるもの 1) 研修主催者または実施団体が発行する受講証明書・修了証 2) 受講完了を通知するメール（研修名・受講者名・受講日が確認できるもの） 3) 1) 2) 以外で、研修の受講が確認できる書類</p> <p>※研修受講が証明できる書類が提出できない場合は、（様式7）研修受講報告書に記入の上提出すること。</p> <p>資料を提出する前には上記内容が全て含まれているか必ず確認してください。確認できない資料では受付ができません。</p>
「地域包括支援センターや職能団体等」の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ①沖縄県介護支援専門員協会（支部を含む） ②日本介護支援専門員協会（ブロック及び都道府県支部を含む） ③日本ケアマネジメント学会 ④社会福祉協議会 ⑤地域包括支援センター ⑥行政機関 ⑦介護支援専門員実務研修受講資格の要件の一つとなっている法定資格の職能団体（医師会、看護協会、介護福祉士会、社会福祉士会等） ⑧その他（上記に当てはまらない実施団体・機関） <p>※①～④以外が開催する研修は、【法定外研修コード表】に該当する研修に限定する。 ※提出された書類により研修内容等を含め総合的に審査し、判断する。</p>	
「法定外の研修等」の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●「ケアマネジメントの質の向上」又は、「主任介護支援専門員として資質向上を図る目的」とした研修会や講演会又は研究大会で、介護支援専門員を対象として開催したもの。 ●受講対象者に介護支援専門員が含まれていれば、他職種等が含まれていた場合でも対象となります。 <p>以下については該当しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事例検討会 ●事業所内での勉強会 ●介護支援専門員として業務遂行のため、必須とされているもの（認定調査員研修や県及び市町村が開催する集団指導、実地指導等） ●一般市民や特定の専門職を対象とした講座など、参加対象が介護支援専門員となっていないもの ●意見交換会や情報交換会などのように、研修として開催されていないもの ●自身のメンタルヘルスやストレス改善に関する研修、マナー研修・接遇研修等 	
「年4回以上」の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●対象研修の実施期間（前回の主任介護支援専門員（更新）研修修了日の翌日から本研修申込締切日までの期間において実施した研修）において、初回の研修受講日を起算日とした1年間において、4回以上受講していること。 <p>【例】1回目の受講が 令和2年12月24日の場合 ⇒ 令和3年12月23日 までに受講した研修が対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ●受講した全研修の総時間数が12時間以上。 <p>【例】：2時間の研修×4回＝総時間数8時間（要件未達成）、 4時間の研修×2回＋1時間の研修×4回＝総時間数12時間（要件達成）</p>	
(3) 日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者		提出書類
対象研修の実施期間	前回の主任介護支援専門員（更新）研修修了日の翌日から本研修申込締切日までの期間において実施した研修	<ul style="list-style-type: none"> ●主任介護支援専門員更新研修受講申込書 ●【様式3】演題発表等実績申告書 ●演題発表等実績が確認できる資料（依頼文の写し、発表者名入り要項等）
	※共同発表者としての発表も含む。	
(4) 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー		提出書類
		<ul style="list-style-type: none"> ●主任介護支援専門員更新研修受講申込書 ●認定ケアマネジャー登録証の写し
(5) 介護支援専門員実務研修の実習において、実習生を受け入れ、指導を担当した者		提出書類
対象研修の実施期間	前回の主任介護支援専門員（更新）研修修了日の翌日から本研修申込締切日までの期間において実施した研修	<ul style="list-style-type: none"> ●主任介護支援専門員更新研修受講申込書 ●【様式4】実務研修実習指導実績証明書（法人代表者記入） ●沖縄県介護支援専門員実務研修実習同意書の写し ●見学・観察実習記録用紙の写し（指導を行ったプロセス場面分）
	※選算2日相当（12時間相当）以上の指導を行った場合該当します。	
(6) 主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者		提出書類
「都道府県が適当と認める者」の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●原則として上記（1）から（5）までの要件のいずれかを満たして申込むこと。ただし、やむを得ない事情により上記要件のいずれも満たすことができなかった者であって、以下①から③までの要件による申込みを行うことが適当と認める者。 <p>① 現に地域包括支援センターに主任介護支援専門員として配置されるものであって、勤務期間が3年以上の者</p> <p>② 介護支援専門員に係る職能団体が行う研究会等で演題発表等を行った者</p> <p>③ 市町村長が、上記①から②までの要件に相当する実績・根拠等を有すると認め、推薦する者（①、②の要件を満たさない特段の理由がある者）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●主任介護支援専門員更新研修受講申込書 ●該当要件に応じて以下の各必要書類を提出 <p>①【様式5】地域包括支援センター勤務証明書（法人代表者記入）</p> <p>②(イ)【様式3】演題発表等実績申告書 (ロ) 演題発表等実績が証明できる資料（依頼文の写し、発表者名入り要項等）</p> <p>③市町村長からの推薦書（自由様式） ※市町村長は、①、②の要件に相当する実績・根拠等を有すると認め、推薦する理由を明確かつ具体的に記載する。必要に応じて、県から実績・根拠等を証明する資料の要求や確認を行う場合もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●【様式6】 受講要件を満たすことができなかった理由書 ※上記(1)から(5)までの要件のいずれも満たすことができなかった理由を具体的に記載する。

※要件（1）（2）（3）（5）（6）において、過去に提出した内容での申請は受付できません。

※提出書類に虚偽の申請があった場合、受講した研修は無効になりますのでご注意ください。

【重要1-3】

沖縄県主任介護支援専門員更新研修 法定外研修コード表

研修コード	研修カテゴリー	法定外研修のテーマ、内容 ※介護保険制度改正、社会情勢の変化等により変わることがあり得る
1	介護保険制度関連	①基本的理念 ②科学的介護情報システム ③ICT導入支援 ④ケアプランデータ連携システム ⑤家族等支援に関する制度施策 ⑥運営基準・介護報酬改定等 ⑦介護支援専門員の義務
2	地域共生社会に向けた地域包括ケアシステム関連	①基本的理念や考え方 ②関連する法制度 ③地域支援事業(a.医療・介護連携、b.住まい、c.生活支援/介護予防、d.認知症施策、e.地域ケア会議) ④介護予防・日常生活支援総合事業
3	ケアマネジメント関連	①ケアマネジメントプロセス(a.インテーク、b.アセスメント、c.居宅・介護予防・施設サービス計画書作成、d.サービス担当者会議、モニタリング及び評価等) ②課題整理総括表 ③チームアプローチ ④社会資源の活用
4	相談援助技術、対人個別援助技術	①基本的姿勢・考え方 ②バスタックの7原則 ③面接技法・コミュニケーション技法
5	権利擁護、介護支援専門員の倫理	①介護支援専門員倫理綱領 ②倫理的課題と課題解 ③苦情処理 ④虐待対応 ⑤成年後見制度 ⑥意思決定支援
6	医療との連携及び多職種協働	①医師や医療専門職との連携 ②急性期・急変時・入院時・退院時、退院後の連携 ③医療連携に係る居宅介護支援の介護報酬加算 ④在宅医療制度 ⑤在宅医療・介護連携推進事業
7	適切なケアマネジメント手法	①適切なケアマネジメント手法の背景、目的、意義、特徴、活用方法 ②基本ケアや疾患別ケア(脳血管疾患、認知症、大腿骨頸部骨折、心疾患、誤嚥性肺炎の予防) ③各疾患の特徴や手法を用いたケアマネジメントの展開方法
8	看取り、ターミナルケア	①看取りにおける介護支援専門員の役割や適切な姿勢 ②看取りの段階的症狀(終末期の特徴)やケア ③多職種との連携・協働 ④訪問看護のサービス内容 ⑤デスカンファレンス
9	他法他制度の理解と活用	①生活保護 ②難病施策 ③高齢者虐待 ④障害者支援 ⑤生活困窮者施策 ⑥ヤングケアラー ⑦仕事と介護の両立支援施策 ⑧老人福祉 ⑨重層的支援体制整備事業関連施策
10	地域援助技術(コミュニティソーシャルワーク)	①地域特性や地域住民のアセスメント ②社会資源の把握及びネットワーク等の開発 ③地域福祉計画と地域福祉支援計画 ④生活支援コーディネーターと協議体 ⑤重層的支援体制整備事業
11	リハビリテーション及び福祉用具等の活用	①ICF ②医療保険・介護保険におけるリハビリテーション ③住宅改修、福祉用具活用での生活環境整備 ④リハビリテーションサービス ⑤利用者に合った福祉用具の選定(試供・展示会は除く)
12	高齢期に多い生理的・心理的諸症状や疾患等の理解	①高齢期の加齢に伴う特徴(口腔・栄養・摂取機能低下、皮膚器官の変化等) ②高齢者に多い疾患等(糖尿病、高血圧、脂質異常症、呼吸器疾患、腎臓病、肝臓病、筋骨格系疾患、廃用症候群、認知症、鬱病等の精神症状等)の理解と留意点
13	主任介護支援専門員の果たす役割・責務	①地域包括支援センター・居宅介護支援事業所における主任介護支援専門員の役割と視点、求められる能力
14	人材育成・教育、スーパービジョン	①人材育成の方法(OJT、OFF-JT、SDS) ②自己評価・他者評価 ③スーパービジョンの目的や効果・形態、特徴 ④個人・グループスーパービジョンの展開方法
15	業務・運営管理及びリスクマネジメント	①法令順守 ②ガバナンスの確立 ③リスクの種類と特徴(原因) ④ハラスメント ⑤リスクマネジメントの仕組みづくりに必要な知識、技術 ⑥苦情対応 ⑦自然災害等緊急時や感染症予防又は発生時の対応と留意点 ⑧BCP

※沖縄県介護支援専門員協会、日本介護支援専門員協会(ブロック及び都道府県支部を含む)、日本ケアマネジメント学会が開催する研修については、全て該当します。